

別海高等学校野球部甲子園出場後援会
解散総会議案

日時 令和6年9月4日(水) 19時00分から
場所 別海高等学校会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1)報告第1号 事業報告について
- (2)報告第2号 収支決算報告及び会計監査報告について
- (3)議案第1号 余剰金の取扱いについて
- (4)議案第2号 後援会の解散について

3 そ の 他

4 閉 会

1 報告第1号 事業報告について

(1) 別海町への要請

令和6年2月6日に、野球部及び後援会活動への支援、枚方市への応援要請に係る協力、パブリックビューイングの依頼について要請を実施した。

(2) 協賛金の募集

新聞折込チラシ、企業への趣意書の発送などにより周知を行い、商工会、建設業協会、各農協・漁協の協力をいただき、協賛金の募集を行った。

その他にも、保護者による企業訪問やネット寄付も活用し募集を行った結果、企業、個人併せて、57,645,609円の協賛金が集まった。

(3) 甲子園出場周知事業

①懸垂幕の設置

懸垂幕を作成し、役場庁舎、生涯学習センター、西春別支所、東公民館、別海高校に設置した。



②ポスター等の作成

ポスターを作成し関係機関や企業等に配布した。



(4) 選手団事前合宿派遣事業

- ①札幌合宿 令和6年1月30日～令和6年2月2日
- ②鹿児島合宿 令和6年2月16日～令和6年2月26日
- ③茨城合宿 令和6年3月1日～令和6年3月7日

(5) 選手団甲子園派遣事業

- ①大会日程 令和6年3月18日(水)～令和6年3月31日(日)
- ②派遣日程 令和6年3月9日(土)～令和6年3月21日(木)
 - 3月10日(日)から16日(土) 事前合宿
 - 3月13日(水) 甲子園球場公式練習
 - 3月17日(日) 開会式リハーサル
 - 3月18日(月) 開会式
 - 3月20日(水) 大会3日目第1試合 VS創志学園(岡山県) 0対7負け
- ③場所 阪神甲子園球場(兵庫県西宮市甲子園町1番82号)
- ④移動手段 飛行機、貸切バス
- ⑤宿泊先 グリーンリッチホテル大阪空港前
- ⑥参加者 部員19名、指導者7名、サポートメンバー(3年生)4名



(6) 応援団(別海高校生徒、吹奏楽関係)甲子園派遣事業

別海高校全校生徒(1、2年生)の希望者による応援団を甲子園球場に派遣した。吹奏楽については、標茶高校吹奏楽部及び町民及び別海高校吹奏楽OBによる有志を含めた吹奏楽応援団を結成した。

- ①日程 令和6年3月19日(火)から令和6年3月22日(金)
- ②移動手段 飛行機、貸切バス
- ③宿泊先 お宿いしちょう(京都市内)
- ④参加者 153名(別海高校生徒、引率教員)
- ⑤吹奏楽応援団 41名(別海高校吹奏楽部、標茶高校吹奏楽部、町民、OB等)



- ⑥別海高校生以外にも、別海町民、野球部OB、友好都市である枚方市民など約1,600名規模の大応援団となり、応援団優秀賞を受賞した。

(7) 応援グッズ作成事業

ブルゾン、帽子、メガホン、マフラータオル、バルーンスティックの応援グッズを作成した。

- ①現地応援→ブルゾン、帽子、メガホン、マフラータオル
- ②パブリックビューイング→バルーンスティック、マフラータオル



(8) 応援ツアー実施事業

本後援会で応援ツアーの企画、募集を行い、日本旅行株式会社釧路支店に委託する形式で実施した。

- ①募集期間 令和6年2月20日（火）から3月4日（月）
- ②対象者 別海町民、別海高校卒業生とその家族
- ③ツアー日程 令和6年3月19日（火）から令和6年3月22日（金）
- ④移動手段 飛行機、貸切バス
- ⑤宿泊先 大阪新阪急ホテル（大阪市北区芝田1丁目1番35号）
- ⑥参加人数 23名

(9) パブリックビューイング実施事業

現地応援に行けない町民のためにパブリックビューイングを実施した。運営については、別海町教育委員会に依頼した。

- ①日時 令和6年3月20日（水）
午前9時00分から（午前8時00分開場）
- ②場所 別海町生涯学習センター 大ホール
- ③参加者 400名



(10) 甲子園出場記念誌作成事業

別海高校甲子園初出場の記録を残すため記念誌を作成して、3万円以上の寄付者や関係機関、保護者等に配布した。

(11) その他

- ①野球部横断幕（甲子園球場仕様）の作成
- ②別海高校校歌音源の作成
- ③甲子園入場券の購入、配布

2 報告第2号 収支決算について

(1) 収入

(単位：円)

科目	予算額	決算額	摘要
協賛金	45,000,000	58,595,609	企業・個人協賛金57,645,609円、保護者協賛金950,000円
別海町補助金	45,000,000	46,972,000	別海町からの補助金
毎日新聞社交付金	2,000,000	3,860,190	毎日新聞社からの交付金（選手旅費等）
雑収入	10,000	33,022	預金利息、運送事故損害金
計	92,010,000	109,460,821	

(2) 支出

科目	予算額	決算額	摘要
選手団関連経費 (事前合宿)	20,000,000	20,288,331	交通費 8,483,840 貸切バス、航空券代
			宿泊費 5,655,750 ホテル代
			食糧費 754,007 弁当代
			外部指導費 1,680,000 外部指導者5名分
			施設利用費 20,000 練習会場利用料
			運搬費 1,447,570 荷物運搬代
			諸経費 2,247,164 旅行企画代、クリーニング代他
選手団関連経費 (甲子園)	23,000,000	23,924,628	用具費 9,455,078 ユニフォーム、遠征バッグ、バット、練習球他
			交通費 5,421,737 貸切バス、航空券、レンタカー代他
			宿泊費 4,323,000 ホテル代
			食糧費 388,876 弁当、飲み物代
			外部指導費 1,830,000 外部指導者5名分
			施設利用費 140,000 室内練習場利用料
			諸経費 2,000,157 旅行企画代、クリーニング代他
応援団関連経費	41,500,000	36,160,895	応援用具費 4,954,000 メガホン、帽子、ジャケット、タオル、横断幕代
			交通費 19,193,500 貸切バス、航空券代
			宿泊費 5,140,800 ホテル代
			食糧費 632,700 弁当代
			入場券購入費 1,125,800 入場券代
			運搬費 1,077,212 応援用具、楽器運搬代
			吹奏楽経費 2,766,517 楽器修理代、一般参加者旅費助成金
諸経費 1,270,366 応援企画代、引率教員日当代他			
事務費	7,510,000	8,994,798	消耗品費 69,186 会長印、封筒、コピー用紙他
			会議費 3,963 返礼品発送作業時飲み物代
			印刷費 460,900 ポスター、趣意書、礼状等印刷代
			通信運搬費 366,733 趣意書、礼状等郵送代
			広告費 340,175 毎日新聞、報知高校野球広告料
			手数料 115,061 趣意書等折込手数料、振込手数料他
			懸垂幕作成費 554,400 懸垂幕（5か所分）作成費
			返礼品作成費 1,561,150 ペナント、校名ボール、アクリル盾作成費
			記念誌作成費 1,201,200 出場記念誌作成費
			校歌音源作成費 489,000 校歌音源作成費
備品購入費 3,717,230 ショーケース、バッティングマシン、コンテナ代			
諸経費 115,800 学校記録用記念パネル他			
計	92,010,000	89,368,652	

収入 109,460,821 円 - 支出 89,368,652 円 = 残額 20,092,169 円

監 査 報 告

別海高等学校野球部甲子園出場後援会収支決算書について、関係帳簿及び証拠書類等を監査した結果、適正に執行されていることを認めましたのでご報告します。

令和6年8月29日

監 査 宮 川 真由美



川 畑 智 明



3 議案第1号 余剰金の取扱いについて

余剰金については、別海高等野球部の全国大会及び全道大会出場時、施設の整備及び大規模修繕など、今後の野球部の活動費に充てるため、「別海高等学校野球部活動基金管理規約」を制定し、別海高等学校野球部父母の会で管理していくこととする。

別海高等学校野球部活動基金管理規約（案）

（設置）

第1条 別海高等学校野球部（以下「野球部」という。）の全国大会及び全道大会出場時や施設の整備及び大規模修繕等の経費に充てることを目的として、別海高等学校野球部活動基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 基金の積立には必要に応じて予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に関する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる益金は、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、次の場合に限り、別海高等学校野球部父母の会総会（以下「総会」という。）及び別海高等学校野球部部長の承認を経て、その全部又は一部を処分することができる。

- （1）第1条の目的達成のため必要な場合
- （2）野球部活動経費に不足が生じた場合
- （3）別海高等学校野球部父母の会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合

（監査）

第6条 会長は、事業年度ごとに基金の管理状況について、別海高等学校同窓会事務局長の監査を受けなければならない。

（報告）

第7条 会長は、事業年度ごとに基金の管理状況について、総会で報告しなければならない。

（委任）

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、令和6年9月4日から施行する。

4 議案第2号 後援会の解散について

別海高等学校野球部甲子園出場後援会規約第12条の規定に基づき、本総会をもって解散とする。

別海高等学校野球部甲子園出場後援会規約（抜粋）

第12条 解 散

本会は解散総会を以て解散とする。本会の解散に伴う残余財産の処分については解散総会の議決による。

別海高等学校野球部甲子園出場後援会規約

第1条 名称

本会は、別海高等学校野球部甲子園出場後援会と称する。

第2条 目的

別海高等学校野球部が第96回選抜高校野球大会に選抜されたことから、多くの方に支援を広く募り、別海高等学校野球部への支援及び別海高等学校関係者応援への交通費他に対する支援を目的として活動を行う。

第3条 事業

本委員会は前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を行う。

- (1) 支援に必要な額面に基づく協賛金徴収活動事業
- (2) 別海高校の要請に基づく支援活動
- (3) 別海高校野球部の要請に基づく支援活動

第4条 事業期間

本委員会の活動期間は第96回選抜高校野球大会参加に関わる期間とし、令和6年1月29日に始まり、解散総会にて終わるものとする。

第5条 会員

本会は、別海高等学校野球部を応援し、本会の目的に賛同する者を会員とする。

第6条 経費

本会の経費は、支援活動において受付した協賛金をもってあてる。

第7条 予算

会長は収入ならびに支出の予算を立案して設立総会に提出し出席者の過半数の同意をもって承認を得るものとする。

第8条 決算

会長は内規に定める様式で決算を行い、総会で過半数の承認を得るものとする。

第9条 役員

1. 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 (2) 副会長 (3) 顧問 (4) 理事 (5) 事務局長 (6) 事務局次長 (7) 事務局 (8) 会計 (9) 監事
2. 役員の内任期間は、令和6年1月29日から本会解散までとする。
3. 会長は、会務を総括し、会を代表する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
5. 事務局長は、本会事務を処理する。
6. 事務局次長及び事務局は、事務局長を補佐する。
7. 会計は、本会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。
8. 監事は、本会の財産や業務執行の状況を監査する。
9. 顧問は、会長の諮問に応ずるとともに、意見を述べることができる。
10. 役員は、総会において会員の中から選任する。
11. 役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。

第10条 総会

この会は設立総会に始まり、事業終了後に解散総会を開催し、必要のつど臨時総会を開くことができる。

1. 総会の招集は会長が行う。
2. 総会の議長は会長が務める。
3. 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の改正に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算、事業計画及び予算

(3) その他必要と認められた事項

第 11 条 総会の議事録

総会の議事については、事務局が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 開催目的、審議事項及び議決事項

(3) 議事の経過の概要及びその結果

(4) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

3. 議事録は会長が保管し、会員の請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

第 12 条 解散

本会は解散総会を以て解散とする。本会の解散に伴う残余財産の処分については解散総会の議決による。

第 13 条 設立年月日

本会の設立年月日は、令和6年1月29日とする。

第 14 条 所在地

本会の所在地を次のとおりとする。

北海道野付郡別海町別海緑町 70 番地 北海道別海高等学校内

附 則

1. 本規約は、令和6年1月29日制定し、即日これを施行する。